

○ 作成組織においては、民間事業者等からの提案について、官民データ活用推進基本法第二十三条第三項の規定により指定された重点分野等に関する非識別加工情報の作成であって、新たな産業の創出及び活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものかどうかの観点からの審査も行うこととしてはどうか。

○「条例改正のイメージ」

(提案の審査等)

第I条の七 実施機関は、第I条の五第一項の提案があったときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 第I条の五第一項の提案をした者が第I条の六各号のいずれにも該当しないこと。
- 二 第I条の五第二項第三号の提案に係る実施機関非識別加工情報の本人の数が、実施機関非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- 三 第I条の五第二項第三号及び第四号に掲げる事項により特定される加工の方法が第I条の十第一項の基準に適合するものであること。
- 四 第I条の五第二項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな住民生活の実現に資するものであること。
- 五 第I条の五第二項第六号の期間が実施機関非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて規則で定める期間を超えないものであること。
- 六 第I条の五第二項第五号の提案に係る実施機関非識別加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第七号の措置が当該実施機関非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合するものであること。

